

笑みの花咲くねりんフェスタ企画運営業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

「笑みの花咲くねりんフェスタ」を、令和7年11月9日（日）鳥取県民体育館（ヤマタスポーツパーク鳥取県鳥取市布勢146-1）を会場として開催する予定である。

この要領は、笑みの花咲くねりんフェスタ企画運営業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加しようとする者が提出する企画提案書を審査し、最適な者を選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務概要

(1) 業務名

笑みの花咲くねりんフェスタ企画運営業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別添1「笑みの花咲くねりんフェスタ企画運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年1月30日まで

(4) 予算額

金6,753,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格要件

(1) 単独事業者による参加

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続き等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

（ア）イベント・広告・企画の広告・広報

（イ）イベント・広告・企画のイベント企画・運営

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年6月26日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより16の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに16の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 本プロポーザルに係る共同事業体の構成員でないこと。

キ 法人格を有していること。

ク 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同事業体による参加

構成団体が共同して本件業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 共同事業体の全ての構成員が次の競争入札参加資格のいずれかの業種区分に登録されていること、及びそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) イベント・広告・企画の広告・広報

(イ) イベント・広告・企画のイベント企画・運営

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年6月26日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより16の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに16の場所に必ず連絡すること。

イ 各構成員は、上記（1）の要件ア、ウからオ及びキ、クの要件を全て満たしていること。

ウ 各構成員が、本プロポーザルにおいて参加する単独事業者又は他の共同事業体の構成員でないこと。

4 提案の募集方法

公募型プロポーザルにより募集することとし、本プロポーザルの実施要領を本件調達の公告日から令和7年7月24日（木）までの間インターネットの鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chouju/>）に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

本件調達の公告日から令和7年7月24日（木）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 15の場所

5 参加表明書等の提出について

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

(1) 提出書類

ア 単独事業者

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 事業者概要及び事業実績（様式第2号）

(ウ) 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第5号）

(エ) 個人情報の管理に係る申告書（様式第7号）

イ 共同事業体

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 事業者概要及び事業実績（様式第2号）※共同事業体の場合は、構成員全てのもの

(ウ) 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第6号）

(エ) 共同事業体協定書（予定案で可、様式任意（付録参照））

(オ) 構成員の業務分担の分かるもの

(カ) 個人情報の管理に係る申告書（様式第7号）※共同事業体の場合は、構成員全てのもの

(2) 提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和7年7月14日（月）午後5時15分まで

イ 提出場所 15の場所

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

持参、ファクシミリ又は電子メールによる提出の場合は、提出期限までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付ける。郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によりアの提出期限までに必着のこととする。持参による場合を除き、15の場所に事前に電話連絡すること。

※本プロポーザルへの参加は、（1）に掲げる有効な提出書類をアの提出期限までに提出した者に限る。

6 質問の受付について

実施要領の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

（1）受付期間

本件の公告日から令和7年6月26日（木）午後5時15分まで

（2）受付方法

実施要領の内容等に関する質問がある場合は、質問内容を明確に記載し、15の場所に電子メール（様式自由）にて提出すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

※電子メールを送信する際は、件名に「笑みの花咲くねんりんフェスタ企画運営業務」と記載すること。

（3）質問とその質問に対する回答は、令和7年7月4日（金）までに、全参加表明者に電子メールで送信するとともに、インターネットの鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chouju/>）に掲載する。

7 企画提案書等の作成、提出等

企画提案書等は次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

（1）企画提案に必要な書類

ア 企画提案書（単独事業者の場合は様式第3-1号、共同事業体の場合は様式第3-2号）

イ 提案内容（様式第4号）

ウ 業務準備・実施スケジュール（様式任意）

エ 業務準備・実施体制、実施責任者の業務歴等（様式任意）

（※共同事業体の場合は構成員全てのもの）

オ 見積（想定）価格を記載した書面（様式任意）

本業務を実施するのに必要な経費の見積（想定）価格を記載し、積算内訳を明記すること。

なお、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。

（2）企画提案書等の作成に当たり留意すべき事項

ア 業務実施に当たっての基本的な考え方、方針、実施体制、実施手順等を具体的に記載すること。

イ 発注者が定めた仕様書の内容に基づいた具体的な企画・実施案を記載すること。

ウ 様式第4号に記載する「課題についての考え方等」①～③について考え方と実現のための手法等の提案を具体的に記載すること。また、「企画提案について」①～④について、各イベント等の具体的な内容を記載すること。

エ 見積（想定）価格を記載した書面には、イベント毎に、積算内訳を必ず明記すること。

（3）企画提案書等の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和7年7月24日（木）午後5時15分まで

- イ 提出場所 15の場所
- ウ 提出書類の形式 用紙サイズはA4判（必要に応じてA3判の折り込みも可とする）とし、枚数は任意とする。
- エ 提出部数 正本1部、副本6部 計7部
- オ 提出方法 持参又は郵送すること（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）。持参による提出の場合は、提出期限までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付ける。郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によりアの提出期限までに必着のこととし、併せて15の場所に事前に電話連絡すること。
- ※企画提案書の提出は、5（1）に掲げる有効な提出書類を5（2）アの提出期限までに提出した者に限る。

（4）その他留意事項

- ア 業務実施体制、実施責任者、事業所概要等について追加説明資料を求められた場合は、速やかに提出すること。
- イ 提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合、企画提案書を無効とすることがある。

8 企画提案のプレゼンテーション

次により、企画提案書に係るプレゼンテーションを実施する。

- （1）プレゼンテーション日時 令和7年7月28日（月）～8月1日（金）の予定（参加者に後日通知する。）
- （2）プレゼンテーション場所 鳥取県庁内会議室の予定（参加者に後日通知する。）
- （3）プレゼンテーション持ち時間 30分程度
プレゼンテーション（20分以内（厳守））
質疑応答（10分程度）
※プレゼンテーション終了後に審査員からの質問時間を設ける。
- （4）使用機器等 プロジェクター及びスクリーンは、発注者が会場に準備する。その他、プレゼンテーションに必要な物は参加者が準備すること。
- （5）その他 企画提案書等の提出後の内容の差し替え、追加は認めない。
なお、情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加表明者に別途通知する。

9 審査会の設置

- （1）企画提案書を審査するため、別添2「笑みの花咲くねりんフェスタ企画運営業務委託プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、「笑みの花咲くねりんフェスタ企画運営業務委託プロポーザル審査会」（以下、「審査会」という。）を設置する。
- （2）審査会は5名以上で構成する。
- （3）審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

10 選定方法等

- （1）審査項目及び評価基準
審査要領に記載のとおり。

(2) 審査方法

- ア 各審査員は、あらかじめ提出された企画提案書、提案者からのプレゼンテーション及び質疑応答の内容を踏まえ、審査要領の3に基づき、提案者ごとに、審査表により採点し、各審査項目の採点結果の合計得点が高い方から順位付けする。
 - イ アにより各審査員がつけた順位を提案者ごとに合計し、順位点を算出する。
 - ウ イによる順位点が最も小さい者を最優先提案者とする。なお、順位点が同点の者がいる場合は、アによる各審査員の合計得点を集計した点数が高い者を最優先提案者とし、この方法によっても決まらない場合は、審査員の合議により、最優先提案者を決定する。
 - エ 最優先提案者以外の順位についても、ウと同様にして、順位を決定するものとする。
- (3) 審査結果は、インターネットの鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/chouju/>)で公表するとともに、参加者全員に通知する。
- また、公表の内容のうち審査結果については、最優秀提案者及び全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者のみ記載するものとする。
- 通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。
- (4) 審査の経緯は公表しない。
- (5) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (6) 企画提案書の提出が期限に遅れた場合、又は審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。

1.1 契約の締結

- (1) 10により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での仕様書の変更の協議も含む。
- なお、前提とする開催計画案から催事・事業の一部変更や修正もあり得ることから、予算額の範囲内とするため内容の調整を行うことがある。これらの協議の後、仕様書を確定し、見積書を徴し、予算額の範囲内であることを確認の上契約を締結する。協議が不調のときは、10により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。
- 情勢により契約締結前に本催事が中止となった時は、契約の締結に至らない場合がある。
- (2) 受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
- なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員又は(ア)から(カ)までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

1.2 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1.3 事業の要件に反した場合の取扱い

受注者が事業の実施に当たり委託契約の要件に反した場合には、発注者は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

1.4 その他の留意事項等

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。
 - ア 3の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合。
 - イ 虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合。
 - ウ 5（1）の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合及び提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。
 - エ 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (2) 参加費用等
本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書の取扱い
 - ア 提出期限後、企画提案書の差替え、加筆修正は認めない。
 - イ 企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに連絡するとともに文書で通知すること。
- (5) 提出された書類は、提出者に無断で業務実施予定者の選定以外の目的には使用しないが、本業務及び本プロポーザルに係る参加者から提出された書類等の情報について、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づく開示請求があった場合には、原則開示するものとする。
- (6) 著作権の取扱い
 - ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。
 - イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
 - ウ 県は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (7) 本プロポーザルは、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、当該業務の受注者を選定するために実施するものである。したがって、契約後の業務においては、必ずしも10により選定された者の提出した企画提案書の内容どおりに業務を実施するものではない。
- (8) 10により選定された者は、業務委託契約に当たり、契約書を作成するものとする。
また、10により選定された者は、本プロポーザルの最適者として選定したものであるが、契約手続の完了までは、発注者との契約関係を生じるものではない。
- (9) 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

15 問合せ先・各種書類提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課いきいき長寿推進担当
電 話 0857-26-7174
ファクシミリ 0857-26-8168
電子メール choujyushakai@pref.tottori.lg.jp
ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/chouju/>

16 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電 話 0857-26-7431

17 スケジュール（予定）

契約の締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。ただし、参加資格確認書提出期限、質問提出期限及び企画提案書提出期限以外は状況に応じて前後する場合もある。

- (1) 「競争入札参加資格者名簿」への登録に関する申請書類提出期限
令和7年6月26日（木）正午（3（1）イ又は3（2）アに該当がある場合）
- (2) 質問提出期限 令和7年6月26日（木）午後5時15分
- (3) 質問に対する回答 令和7年7月4日（金）
- (4) 参加表明書提出期限 令和7年7月14日（月）午後5時15分
- (5) 参加資格確認結果通知 令和7年7月22日（火）

※調達公告日以降に「競争入札参加資格者名簿」への登録に関する申請書類の提出をした者については、登録後3営業日以内に参加資格確認結果を通知する。なお、企画提案書提出期限後からプレゼンテーション実施日までの間に通知することがある。

- (6) 企画提案書提出期限 令和7年7月24日（木）午後5時15分
- (7) プレゼンテーションの実施 令和7年7月28日（月）～8月1日（金）（参加者に後日通知）
- (8) 審査結果の通知 令和7年8月上旬
- (9) 契約締結 令和7年8月中旬